

卷之三

ものは、例えば今申上げましたように、連帶債務者の場合、連帶債務者である大企業に請求して得た金額もこの求償権の行使によつて得た金額と解釈しておると同様の解釈によりまして、大体手形の割引の場合に、例えば振出人であります大企業者に保証協会が請求して得た金額は、ここに言う求償権の行使による金額というふうに解釈し得るというように考えておりま
す。

○委員長(中川以良君) 先づ御説明によつて、大体この法文の解釈といふものが明らかになりましたので、私は了承できるのでございますが、仮にこれで差支えないといたしまして、なほ今後保証保険約款を作りまする際に、疑義の余地のないようになつ十分に御注意願いたい点を私はお願ひ申上げる次第でござります。

○政府委員(岡田秀男君) 非常に実情に適した御注意を頂いたのでございまして、私どももいたしましても、事の誤解を招いてはなりませんので、約款にその点を明らかにいたしたいと存じまして、目下検討いたしております。

さようにいたしたいと存じます。

○委員長(中川以良君) 次にもう一点お伺いをいたしたいのでありますのが、これは昨年來私がお尋ねをしておつたところの問題でござりまするが、未だこれに対する明確なる御答弁がなされてゐないので、この機会に一つ明らかにして頂きたいと思うのであります。これは中小企業者に対して信用保険を付ける上にお担保を請求することであります。本来中小企業者の金融難といふことは、その信用力が乏しいために一般金融機関の金融ベーシスに乘りにく

い、こういう実情があるのでありますと、その金融難を緩和する一つの手段としていたしまして本信用保険制度というものが生れたのでございます。然るに融資保険約款の第二条を見ますると、保険に付し得る貸付の要件といたしましてその第四号として「担保又は保証のあること」としております。担保又は保証がないから金融難なので、それを打開するために本制度があるのでありますて、然るにかかわらず、担保又は保証を要求するということは甚だしい、私は矛盾であろうと、先年来常にこれは考えておつたところでございました。中小企業の金融は対人信用で解決しなければならないので、これは常にこの点は中小企業者を擁護いたしまする意味から申しましても、対人信用によつて、中小企業者自身の対人信用で貸付ける、物的担保の代りに。それだからこの信用保険を付けるという次第でござります。保険が百分の八十しかカバーができないので、二〇%といふものは保険の対象になつておりますから、この分に対してだけ担保を要求する。この金額に対して担保を要求するということは、保険制度の面から見まして、二〇%だけを要求するということは、これはまあ一応理窟がわかるのに等しい結果になるのであります。保険を要求するということは、これはもう二重のいわゆる担保をとるというの点がどうも我々はわからないのであります。で、こういうようなことを私が申しますからといって、金融機関が中小企業者に対して徒らに放漫なる貸付をしろということを諭説しているのでは決してないのであります

が、どうもそれは理窟が合わない問題だと思うのであります。成るほど保険制度を作つた意義から申しましても、私はかような二重担保的なものをとつてこの制度を運用するという点に疑義があるのでござります。成るほど保険法の第九条を見ますると、金融機関は保険関係の成立した貸付について、貸付金の回収に努めなければならぬと規定をしてござります。これは道義的義務を規定したものでございますので、回収の努力を完全にするには担保があるほうが確実だということになるでございまして、ようけれども、この義務規定は何も担保を要求しておるのでではないと思うのであります。然るに約款第二条四号では明らかに担保を要求しているとあるのであります。この点は一体どういうふうに政府はお考えか。私は前国会においても先ほど申しました通りに当局の御意見を質しましたのでありまするが、その際には、現在通産大臣をされておりまする愛知さんが大蔵政務次官であつて、これに対しても、私の主張に対してうなずかれて、信用保険の対象以外のものならば格別だが、対象になるものは担保をとらない、ほうがよいのではないかと思うが、実務上の問題を十分見てこれに検討を加えて一つ善処をいたしたいという答弁があつたのでありますて、岡田長官も、又当時坂口中小企業金融公庫總裁す。この機会にどうぞこの点を明らかにして頂きたいと思うのであります。

險を付けておりまする場合、この融資は保険約款の第二条の第四号に、担保又は保証があるということがこの融資保険を付けまする場合の要件として掲げてあることは確かにありますのでございます。ここに書いております担保と申しますものは、いわゆる貸出のときに、普通の貸出の場合に金融機関が担保をするという意味の担保とはやや心持が違つた意味に書いておるのでございまして、貸付金額に見合う十分な経済力のある担保が必要だというのではありますんで、ともかくまあ担保が何にもないというのじや困るからとにかく一応担保らしいものがあればよろしいという意味にこれは運用をいたしておりますのでござります。なお民間金融機関がこの信用保険に付けました貸付についても担保をとつておる場合が確かにありますと思うのでありますが、これはまるでござります。なぜ民間金融機関がこの信用保険に付けました貸付については、本来の貸倒れのための、貸倒れがあつたときに担保を処分して回収をとるという意味の担保というよりは、借受人の心理的な効果を狙つておるというようなふうにも考えられますから、あれはやはり早う返さにやならんのだというふうな心理的効果を狙つておるので、まあ金融の健全化ということから考えまして、保険に付けた場合には担保はもう完全なくていいのだといふところまで申すのも或いは行過ぎでござります。なからうかと思うのでござります。

う場合の担保は、先ほど申上げました
ような趣旨で運用いたしております
ことを申上げておきたいのであります
。結局この信用保険に付けさえすれば、担保も何にもなくていいのだとい
ふうにやつてしましますと、その
金を借りたほうにおきまする誠実な返
済の履行という点において欠くる点が
起きやせんかという点を狙つて、むし
ろ心理的効果の意味からともかく一応
担保というものだけはなくちやいから
という意味合いのつもりでここに掲げ
ておるのでござります。

ございまするが、普通融資保険の場合は
おきましては、先ほど申しましたよ
うに、担保と申しまするものは、通常
の場合における返済をそれによつて確
保するといふ意味の担保ではない運用
をいたしておりますのでござります。

いものではないようになりますが、できれば一つそういう面は折角の中小企業に対する信用保険制度が活用せられるといたしておるときでございますので、行政的に十分に指導を誤りないよういたしたいと思います。

酌いたしまして、一番都合のいい結論を出そうということで、公廉側におきまして専門的に二、三の案を作つて比較検討をいたしておりますのでござります。不日結論を得まして実行で

やはりいやがるのですな。保証をして安心ができるような人は保証はしない。他人の保証をするということは非常にいやがるのでですがね。そういう場合には担保もない、保証も不可能だということになると、そういう人は借りたくても全然借りられないということになつて、それは断つておるのですか、実際問題として……。

の契約をする場合においてどんな担保でも担保であればいいという意味なんですか、或いはそんな担保じや駄目だとか、あんな担保じや駄目だとかいうことになるのですか。

○政府委員(岡田秀男君) まあそれが、例えばどんな担保でもいいのだと、いうような場合で、極端な話で着物一枚あるからこれで担保かと、うることに

○委員長(中川以良君) そういたしま
すると、普通の場合は必ずしも担保を
とらなければならないということではなく
くて、いわゆる借りたほうの人に返済
の責任観念を十分に抱かせる意味にお
いての意味合である。従つて金融機関
は必ず担保をとらなければならないと
おっしゃるのです。

業金融公庫は担保をとらなければならぬないということになつておりますが、今もお話をあつたように、窓口であるところの代理貸の金融機関は、必ず信用保険に付けておるのでございまして、これも明らかに二重担保であります。この点は今もお話をのように一つ十分に検討を加えて、改善をして行き

○政府委員(岡田秀男君) 指示をなさるのですか。
うは公庫が言うて来ました場合に、それを認可すればよろしいわけあります。公庫が代理店との間に契約なり何なりの形で公庫の方針に代理店が従うということになればよろしいわけですね。

○政府委員(岡田秀男君) それは担保又は保証のどちらかがあつて、保険以外には何らのものがないというのではない過ぎやせんだろうか、その意味におきまして、担保又は保証といふものでござりますか。

まいというお話をござりまするが、どうぞ一つ一刻も速かにこういう問題は解決をされまするようにお願いをしてまいと思うでありますから、解決をするためには或いは法律を変えなければならんとか何とかいう、そういうむずかしい問題が附帯的に生ずるのでございましようか、どうでしようか。

○委員長(中川以良君) 本問題は大分前から問題があるのでありますて、殊に当時の愛知大蔵政務次官が今日通産行政の責任の衝に當つておられますので、どうぞ政務次官においてもこの問題は早急に解決するようお願いしたいと思います。

○委員長(中川以良君) 誠実なる契約の履行はこれは当然満たさなければいけませんのですが、ただ担保は、信用保険に掲げたその信用保険の範囲外の二〇%に対する担保物件というふうに私はなるのだと思いますが、今の御解説を伺いますと、必ずしもそう強調の履行というものが確保せねばならないのだ、こういう両方の意図を満たして行くという趣旨でこれを書いてあるわけであります。

○政府委員(岡田秀男君) 別に法律の改正というふうなことは必要はないと思うのでございますが、代理店と公庫との間のやりくりといいますか、話をいを、公庫のほうでとにかく方針をきめまして、かような方針でやるから担保のとり方はかようにやつたらよろしいということを指示すればいいわけでありまして、どういうふうにやれば公庫と代理店との間の関係が非常に工合よく行くか、又公庫を利用されるかたに對して一番都合かい運用の方法になるであらうが、同時にそれが放漫なる結果になり過ぎては困るという点を參

○政府委員(岡田秀男君) 「担保又は保証のあること」ということになつておりまして、担保が全然ない場合には保証人というものがありますればよろしいわけでござります。

○小林英三君 実際問題としてそういうような吝嗇な金を借りなくちやならんという人が適當な保証が得られないというような場合がかなりあります。せんか。それから保証ということは私はどもも昔よくそういう目に会つたことがあります。この保証ということは

は、保険をやりました場合に、いま一
つまあ確実性といいますか、契約の形
として余りにも不十分過ぎやしないか
というのが融資保険約款第二条に「担
保又は保証」というものを一應要求し
ておる情勢でございます。今度の小口
の場合には担保の問題等はなくして落む
ようにならしておるのであります。
○小林英三君 今の担保という問題
で、まあ委員長と長官との間に質疑があつたよう
であります。その借受けける
人に返済の責任を良心的に負わすとい
うような意味から担保をとる、そうす
ると実際問題としてそういう貸し借り

○説明員(石井由太郎君) 只今行われておりまする信用保険の対象になつておりまする貸付の担保は極めて区々でございます。通常の金融常識で申しますと、一番担保でないと金融機関はなかなか担保として扱つておらんようであります。が、二番、三番というがこれは父事の性質からでございまするが、相當ございます。又立木、船舶、はしけ、こういつた程度のものが行われている例もいづれも見受けられております。

第十一部 通商産業委員会会議録第二十四号 昭和二十九年三月二十六日

担保と債権との関係でござりまするが、いわゆるそのものを換価すれば債権が直ちに満足されるという程度のものは極めて薄いのでございまして、金融機関といたしますれば、この担保を以てしては当然満足しないと思われる常識のものが事実としては通知を受けたる内容になつております。なおこの担保を要求されるが故に金融機関として、或いは中小企業の側から保険制度が円滑な運用を期し得られないといふ現在批評は伺つておらないようにしておるのであります。殊に保険を付けておるのではあります。新規の、今まで預金取引はありましたにいたしましてケースを考えて見ますると、六割五分から七割はすべて新規の貸出の場合に適用されております。新規の、今までも、貸出の面では新らしい取引であるというのがこの保険をやつておる実態から考えましても、何がしかの有形的な担保は要求する。而もこの貸付が六ヶ月以上の、中期以上の貸付でございまするので、これは金融常識でもあるのではなかろうかと、こう存じておる次第であります。

円程度それと、利益金が出ておるのでございます。併しながら一方におきまして事故率を押えて見ますると、現在の我々の持っておりまする統計で事故率をはじきますと、四・七という事故率に相成つておるのであります。そうして現在一応その特別会計のほうにおいて利益金が出ておりますのは、将来に事故が起きた場合を予想して保険料が入つておるという関係に相成りますて、この利益に見合うべき支出は将来の一定の時期になつてから払う。その払うべき金額をはじく一つの材料として事故率を見て行きますと、現在のところでは四・七という程度の事故率に相成つておるのでございまして、保険料が三分というふうな関係から比較検討して見ますと、今ここで儲かつておるからすぐその保険料を下げるよろしいのだというまでの結論を出し切らない状態に相成つておるのでござります。この事故率が今後どうなるかということの一つの目安といたしましては、保険金を支払いました後の回収金の回収率がどの程度になるかということが又大きな要素となるのでございまして、これがまあ相当の成績を示すということになれば、保険の会計上いろいろな要素を加味いたしまして保険料が下げるを得るのだといふような結論が出るかと思うのでございます。いま少しくその推移を見ませんと、利益金を抑えて直ちに保険料の引下げが可能だというところまでの踏み切りがつかないのでござります。

は前途のこととありますから、わかりませんけれども、併し意外に政府も儲けておられるということが現在の段階ではほつきりしておるのであります。これが将来假に情勢が變るにしても、常に黒字が出るくらいでありますので、何も政府が中小企業対策の一環としてこれをやつておるなどといふ威張るということはできないのであります。民間團体にやらせたつていいじゃないかということになると思うのでありますし、いろ／＼考へて見ましても、これは相当政府として只今の段階においては有利なお話の点もありますけれども、保険料の引下げについてはこの際もう一奮發するべく御研究を願いたいということを申述べておきま

たものと認めて御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(中川以良君) 御異議ないも
のと認めます。
それではこれより討論に入ります。
御意見のおありのかたは賛否を明らか
にして御発言をお願いいたします。
○豊田雅蔵君 審議の経過に鑑みまし
て、二つの希望条件を附しまして本案
に賛成いたします。
一つは、小口融資十万円ということ
に相成つておるのであります。これ
は国民金融公庫の零細なる小口融資の
典型的なものすら二十万円ということ
になつておるバランスから考えましても、且つ又風水害の被害者に対しまし
て利子補給をいたしましたる際に、こ
れを小口に限定いたしたのであります
が、それもやはり法律的に二十万円と
いうことになつておる、これとのバラ
ンスから考えましても、この小口融資
十万円が可及的速かに二十万円に引上
げられたいということが一点。
それからもう一点は、只今保険料
の問題であります。業界挙つての要
望であり、又信用保険制度が必ずしも
予期通りに利用せられておらんという
ような現状に鑑みまして、その癌をな
すものは保険料の点にあると思います
るので、この保険料をせめて年一分五
厘くらいに、これ又可及的速かに引下
げられたいということを要望いたしま
して賛成いたします。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御拳手をお願いいたします。

〔養成者拳手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決することに決定をいたしました。

なお、委員長の本会議における口頭報告並びに事後の処置につきましては、前例により委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

されば報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますので、本案を可とされたかの順次御署名をお願い申上げます。

多數意見者署名

| | |
|-------|-------|
| 加藤 正人 | 大谷 普雄 |
| 小林 英三 | 西川弥平治 |
| 酒井 利雄 | 高橋 勲 |
| 岩 良一 | 豊田 雅孝 |
| 海野 三朗 | 三輪 貞治 |
| 白川 一雄 | |

○委員長(中川以良君) 次に国際的共給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議起といたします。先づ政府側より御提出になつておりますところの資料についての御説明をお願いいたします。

○政府委員(岩武照彦君) 手許に關係しておりますする物資の需給等の関係の資料をお配りしていると思ひますのが、特に取立てて御説明する個所はないかと思いますが、大体を申上げます。

第一表から申上げたいと存じます。

第一表にありますのは、最初に二十九年度、つまり明年度の大体の需給の見通しを差上げておりますが、ニッケルはここにござりまするよう、主なる需要部門としまして通信機械の関係、自動車関係、それから鉄鋼の関係、電気機械、衛生用品といふように、大体四百四五十トン見当だと存じております。これに対しまして供給のほうは、これは一応の現在の見通し得る数量で割当に或る程度賄えるかと申量でございます。これは需要のほうと供給のほうは著しく相違して、申しますのは、国産のほうも含めましても供給のほうは著しく相違して、申しますのは、国産のほうも含めました需要でござりまするので、国産品のほうから相当この需要に賄えるものがあるかと存じております。最近は国産のほうのニッケルの品位の向上が相当あります。なお二十八年度におき度の部分までは国産品で賄い得るような状況でござりまするの、この差額も相当部分は国産品で賄えるかと存じております。なお二十八年度におきましての大体の実績を記載してござりまするが、その最初のはうと最後のところにTOGとCOMとござりますのは、TOGはトウード・アザーガヴァメントというアメリカの輸出割当のほうの用語を使つてゐるのでござります。これは例の今の緊要物資特別会計のほうで扱つてゐるものでござります。そ

のほかに民需用のヨマーシヤルのものに比べますれば、大分手続的にも緩和配をする必要ございませんで、すべて民間ベースの輸入で賄いまして、政府のほうの特別会計の分は新らしく輸入せんて大体賄つて来たわけでござります。而もここにござりますように、大体百八十見当の需要ございまして、本年度の政府部分の関係は特需のパート一関係で入りますものを除きましては輸入いたさないで、在庫を大体食つて賄い得るであろう、こういうふうに考えております。なお次年度に或る程度繰越し得る予定でござります。国産のほうは、このほかに明年度は二千トン前後のものが割当でられております。これは数年来例のニッケルの助成法を以ちまして生産を助成して参つて来ましたが、その効果が相当上りまして、現在では工業技術院を中心としました技術指導を行いました結果、品位におきましてはそう著しい遅色はないようになりますて來たわけであります。ただ若干の何と申しますか、伸びと申しますが、金属の加工上の若干の性質が少し劣つてゐるというふうな問題もございまして、なおその点については極度の部分までは国産品で賄い得るような状況でござりまするの、この差額も相当部分は国産品で賄えるかと存じております。なあ二十八年度におきましての大体の実績を記載してござりまするが、その最初のはうと最後のところにTOGとCOMとござりますのは、TOGはトウード・アザーガヴァメントというアメリカの輸出割当のほうの用語を使つてゐるのでござります。これは例の今の緊要物資特別会計のほうで扱つてゐるものでござります。そ

のほかに民需用のヨマーシヤルのものに比べますれば、大分手續的にも緩和配をする必要ございませんで、すべて民間ベースの輸入で賄いまして、政府のほうの特別会計の分は新らしく輸入せんて大体賄つて来たわけでござります。而もここにござりますように、大体百八十見当の需要ございまして、本年度の政府部分の関係は特需のパート一関係で入りますものを除きましては、これは若干事情も違いまして、この調整をして参りましたが、それは御案内のように、フェロモリブデンの形で実際の需要が出て参りますので、それにつきまして統制割当を行なつておるわけでございます。その表によれば、これは若干事情も違いまして、この割当は御案内のように、フェロモリブデンの形で実際の需要が出て参りますので、それにつきまして統制割当を行なつておるわけでございます。その表によれば、これは若干事情も違いまして、この割当は御案内のように、フェロモリブデンの形で実際の需要が出て参りますので、それにつきまして統制割当を行なつておるわけでございます。これは金屬換算の数量でござります。これは御案内のように、フェロモリブデンの形で実際の需要が出て参りますので、それにつきまして統制割当を行なつておるわけでございます。これは金屬換算の数量でござります。

○政府委員(岩武照彦君) 内地の鉱石のほうはどういう生産状況になつておられますか。

○政府委員(岩武照彦君) 内地の鉱石のほうはどういう生産としましては、量的にはここにありますように二十八年で百九十三トンの生産でござります。輸入のほうは二百七十七トン程度の輸入をいたしておるわけでございます。これは金屬換算の数量でござります。

○海野三朗君 もう一つ……このモリブデンは鉱石、このものについては通産省としましてはどういうふうな、こういうふうな特殊金属の生産については力を入れておられるでありますよ

うか。

○政府委員(岩武照彦君) モリブデン、その他のこういうよいわゆる特殊鋼の、配合用の稀少金属と申しますが、につきましては国内資源がそう十分ございませんので、探鉱奨励に特に力を入れております。御承知のようにモリブデンができない種類の鉱石しかありませんので、これが先ず鉱石のほうはたしか二種類に分れております。日本本の産出します鉱石では十分にフェロモリブデンができる種類の鉱石しかありませんので、これが先ず鉱石のほうは依然として輸入して参らなければならぬといふ状況でございます。該表にございますように鉱石関係の需給は正しますようになお協力しておるわけでございますが、或いはヨマーシヤル、つまり民間のベースにおきまして、この鉱石のほうも輸出の調整が行われておりますので、この法律の適用におきまして製品のほうで抑えます。

○海野三朗君 このニッケルのほうは、なお明年度も大体同額の探鉱奨励金を以ちまして、こういうふうな鉱山の新らしい鉱脈等の探鉱を進めたい、このほうが依然として相当部分を輸入に期待しておる、こういう状況でございまして、この鉱石のほうも輸出の調整が行なわれておりますので、この法律の適用におきまして製品のほうで抑えます。

○政府委員(岩武照彦君) 勿論そりやうふうないわゆるレア・メタル系統のものにつきましては、探鉱等につきましての御説明は以上の通りでござります。

○政府委員(岩武照彦君) ニッケルは、内地では少しも鉱石がございませんで、ソヴィエトは今ニッケルがうんとあるのですが、ソヴィエトのほうのほうの、アメリカとカナダでござります。

○委員長(中川以良君) 御質疑をお願

特別にこのウラニウム原鉱の探鉱奨励としまして予算の追加を御決議になりましたので、その措置によつて、探鉱の場合は調査の問題であります。そういう措置を講じて参りたい、こういうふうに考えております。白金等も御案内のように北海道その他で白金族も、金属も若干の産出がございます。或いは銅精錬等に附帯しまして白金イリジウム等も若干ございます。そういうものにつきましても精錬所につきましては特別の措置を講じておりませんが、その銅の精錬に附帯しますものを主として政府としましてはできるだけ伸ばして参りたいと考えております。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございませんか。……御質疑がないようですが、質疑は尽きたものと認めます。御質議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは贅否を明らかにしてお述べを願ります。

○海野三朗君 このニッケル及びモリブデン、この金屬につきましては私どもが考えておりますところではまだ内地において十分研究がし尽されていないように考えます。北海道方面におきましては、私はあのンペリア方面と地質学上の関係からソヴィエトに産する白金、それに類似したイリジウムの金属が北海道にも散見されているようあります。ただこの採掘をするのに金がかかるという状況のように思いました。私が先年調査いたしました結果では、本案を可とせられたかたの順次御署名をお願い申上げます。

多數意見者署名
加藤 正人 大谷 賢雄
小林 英三 西川 弥平治
酒井 利雄 高橋 衛
岸 良一 豊田 雅孝

ものに対しましてはもう少し国家が力を入れて探鉱方面にお金を廻して、そううしてこれを奨励せられるようにして、そ頂きたいと私は望むものであります。こういう希望を述べましてこの法案には賛成の意を表するものでございます。

○委員長(中川以良君) 他に御意見ございませんか。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決を行います。国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御拳手をお願いいたします。

〔賛成者拳手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決することに決定をいたしました。

なお、委員長の本会議における口頭報告等事後の手続につきましては、前例により委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(中川以良君) 本日はこれにて散会いたします。
午後四時十二分散会

海野 三朗 三輪 貞治
白川 一雄